

平成28年10月31日

第22期

第26回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成28年10月31日午後3時、第26回苫小牧市農業委員会総会を市役所本庁舎2階21会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	野 村 真理子
	工 藤 良 一
	五十嵐 堅 司
	黒 坂 章
	山 内 幸 子
	佐久間 貴 子
	山 本 まり子
	丹 羽 秀 則

事務局	赤 松 主 査
	遠 藤 主 査
	野 村 事務員

産業経済部	望 月 次 長
農業水産課	川 村 主 査

遠藤主査

定刻となりましたので、ただいまから第26回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

本日は林崎事務局長が所用により出張のため、私が代わりにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は亀谷委員・矢農委員・谷口委員が所用のため欠席され、佐久間委員から多少遅れるとの届出がありました。

従いまして、本日の出席人数は9名で、在任いたします委員13名の過半数に達しておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

< 会長 挨拶 >

会長には引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録の署名委員さんを指名させていただきます。1番今泉委員さん、2番及川委員さん、よろしくお願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

議案第1号「苫小牧市農業委員会委員の辞任について」事務局より説明してください。

赤松主査

議案第1号「苫小牧市農業委員会委員の辞任について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

五十嵐委員

なぜ臨時で委員会を開かなくてはならないのか、経緯を教えてください。

望月次長

市の立場でご説明させていただきます。

今回10月27日木曜日になりますけど、矢農委員さんから農業委員会事務局の会長宛の辞任の同意願いというものが出されました。

これは、10月28日翌日の金曜日に農業委員会が受付して受理しております。

これを受けて農業委員会として同意するかどうか、あくまでも委員さんから出されているのは辞任願いでございますので、農業委員会として同意するかどうかについて、総会の場で決定をする必要がございます。従いまして、本日10月31日この総会の開催という形になっております。

この場において、仮に同意なされますと、本人宛に辞任同意書が送付

されます。

農業委員会として、辞任に同意しますと、本人に伝えられます。

同日付けで、本人が受理をして、本人はこれを受けて苫小牧市長宛に辞任願いを出さなければいけません。

辞任願いは、市長宛に委員会で辞任に同意するという文章を添えて市長宛に出します。

本人から辞任願いと同意書を両方を付けて、初めて選任権者である市長が受理した日に、農業委員を辞任するということになります。

ですから、本日農業委員会の皆さんにこの同意について御諮りをしている次第となっております。

農業委員会の委員の皆さんは非常勤の特別地方公務員という身分を持っておりますので、その就任は公法上で権利に基づくもので、本人の意思によってその職を辞することは認められておりますけれども、一方で、地方公務員として法律上の権限を与えられておりますので、公務執行の義務を任された以上は、恣意的にその進退を決定すべきではないとなっておりますことから、農業委員会総会において辞任についての同意を得ることが必要となっております。

従いまして、この委員会の中で辞任の理由が正当であるかどうか諮っていただいて、その上で初めて同意を得て、本人が市長宛に辞任願いを出して、選任者である市長がそれを受理した日に辞任という形になるものですから、本日改めて総会を開催するという流れになっております。

五十嵐委員

これが定時の委員会ではなく、臨時で開かなくてはならない理由もありますか。

望月次長

はい。

あくまでも、同意を得て受けた日という日が辞任をする日ということとなりますので、定例の総会まで待っていきますと、辞任をする日がその日以降になってしまいます。

そうしますと、市議会のほうは今日付けで議長から辞任を許可を出した書類が届きましたので、今日付けで公務を外れます。

本人の意思としては公務については、同じ日付で辞めたいという意向を持っておりましたので、もしこの委員会の同意が遅くなりますと、日付がずれてしまいます。

そうしますと、農業委員会の身分が残ったままという形になりますと、辞任の日付が議員さんの辞任の日付と合わないということになるのと同

時に、農業委員会の皆様は月額報酬という形で報酬が出ております。

もし、これが11月に入りまして途中で日付が出ますと、そこまでの報酬が支払われる形になります。

現実ではもう公務はできませんので、そういったのは社会通念上よろしくないのではないかとということで、議員の辞職と同じ日に農業委員のほうも辞職するような形にするために、無理を言って今日お集まりいただいた次第でございます。

五十嵐委員
会 長

わかりました。

あくまでも公的な人間ですから、選任ですからね。議会の推薦。

議会のほう辞めても、こちらのほう受けてしまったら、こちらのほう残ってしまいます。

それで一緒にやらなければならないと、私も最初分からなかったんですけども、そういう説明を受けまして、大変なだけけれども、やらなければならないということになりまして、皆さんに御案内差し上げました。

五十嵐委員

市の他の委員会も全部同じかい。

ここだけ別かい。港管理組合も同じなのかい。

望月次長

他の立場の委員さんがいらっしゃいますけれども、農業委員さんはひとつの別組織で、そこでしっかり決められているものですから、単に市だけが決めていたものではございませんので、ですから身分的には農業委員会さんのほうが、特別職の地方公務員として非常に強い立場を持っていらっしゃるものですから、市だけで決めるということにはなりませんので、農業委員会さんの同意を必要とするということです。

会 長

矢農さんは、議会推薦なだけけれども、選挙で選ばれた委員が大半を占めている独立した委員会ですから、手続きだけはしっかりとやらなければならない。

その他にご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり、辞任に同意するこ

とと決定いたしました。

その他、事務局から何かございませんか。

赤松主査
会 長

ありません。

無いということですが、委員さんの方からは何かございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは第26回農業委員会総会を閉会いたします。大変有難うございました。

(午後2時12分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印